

沼津市議会議員全体会議会議録

令和8年5月20日（水曜日）午前10時 開会
於 委員会室

○出席議員（26名）

1 番	川 口 慶	2 番	高 橋 秀 子
3 番	大 川 敬太郎	4 番	堤 飛 鳥
5 番	佐 藤 健一郎	6 番	大 草 満
7 番	浅 田 美重子	8 番	村 木 豊
9 番	小 泉 宣 子	11 番	平 野 謙
12 番	尾 藤 正 弘	13 番	久保田 吉 光
14 番	佐 野 博 一	15 番	井 原 三千雄
16 番	小 澤 隆	17 番	加 藤 元 章
19 番	片 岡 章 一	20 番	長 田 吉 信
21 番	深 田 昇	22 番	梶 泰 久
23 番	渡 部 一二実	24 番	加 藤 明 子
25 番	渡 邊 博 夫	26 番	高 橋 達 也
27 番	植 松 恭 一	28 番	浅 原 和 美

○欠席議員（1名）

18 番 山 下 富美子

○欠員（1名）

○当局出席者

建設部長	渡 邊 明	道路建設課長	山 崎 勝 久
------	-------	--------	---------

○議会事務局長及び書記

事務局長	新井寿明	書記	高橋雅之
書記	反町将	書記	久保田悠作

○本日の会議に付した事件

- 1 令和8年3月13日に和解が成立した不当利得返還請求事件について
-

○会議

○議長

ただいまから議員全体会議を開催いたします。

議員の皆様には、お忙しいところお集まりいただきまして誠にありがとうございます。

○議長

この際、諸般の報告をいたします。

最初に、山下議員から、本日の会議を欠席いたしたい旨の回答をいただいておりますので、あらかじめ御了承願います。

次に、本日の当局出席者は、配付してございます席次表のとおりですので、あらかじめ御了承願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

○議長

お諮りいたします。

この会議は公開といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

御異議なしと認めます。

よって、この会議は公開とすることに決定いたしました。

休憩いたします。

午前10時01分 休憩

(休憩中、報道機関による写真撮影を行った)

午前10時02分 再開

○議長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長

次に、本日の会議について会議録を作成することといたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

御異議なしと認めます。

よって、本日の会議については、会議録を作成いたします。

○議長

それでは案件に入ります。

最初に、私から、これまでの経緯等について概略を申し上げます。

本日は、第 12 回沼津市議会定例会において、発議第 1 号として、議員から提案され、令和 8 年 3 月 17 日に可決しました、令和 8 年 3 月 13 日に和解が成立した不当利得返還請求事件について、山下議員及び市に説明責任の履行を求める決議を受け、本件訴訟について、双方の説明を受ける場として開催したものであります。この決議は、沼津市と市議会議員の間で争われていた市有地に関する訴訟が和解により終結した後に公表された議員側の主張が、市の答弁内容と重要な点で異なっていたことを受けて、沼津市議会が発議、可決したものです。本件は、市有財産の適正管理や、市民の利益に直結する重大な案件であり、当事者の一方が現職議員であるため、議会の監視機能と市民の信頼確保については、特段の透明性と説明責任が求められていました。しかし、和解審議における市の答弁と、和解成立後に議員側が行った報告集会での主張との間に、土地所有者、不当利得、紛争終結の理解など、異なる点が指摘されているところです。これに対し、議員の政治倫理規程にも触れ、市議会は、当該議員と市に対し、本訴訟について議会に説明することを求めました。この決議に基づき、3 月 17 日以降、正副議長にて説明する場の開催について、各会派代表のほか、山下議員及び市当局と調整を重ねてまいりました。そして、議員全体会議を開催することとなり、5 月 13 日に全議員に開催通知を発送したところです。なお、山下議員につきましては、説明者としての出席依頼、さらに一議員としての出席依頼 2 通の通知を発送しましたが、いずれも欠席との連絡を受けております。

ここで皆様に改めて申し上げますが、この決議は既に成立した和解の効力には影響を与えず、議員及び市が説明責任を果たすための議会の意思表示とされたものであり、本日の会議もその趣旨の下、開催されるものであります。

それでは、この後は、議員の皆様から順次質疑を伺い、当局による説明を伺ってまいります。それでは、皆様よろしくお願いいたします。発言者の方は挙手をお願いします。

○長田吉信議員

それでは、会派公明党を代表して質問させていただきます。

冒頭に申し上げておきますが、今議長より議員全体会議に至った経緯についての御説明がありましたが、会派公明党として裁判の経緯やその内容について伺うものでありますので、一言申し上げておきます。それともう 1 点ですけれども、今議長からの御発言にもありましたが、あくまで和解ですので、それぞれの意見があること、これはもう仕方がないことだと私は思っております。そし

て、この決議書の発議については、単に差異などがあるから、それについて説明を求めるという意味で、私は決議したというよりも議員として政治倫理規程にのっとって、議員は政治倫理に反する事実があるとの疑惑を持たれた場合には、その疑惑を解明し、責任があるか明らかにするよう努めなければならない。このことによって、決議に賛成しておりますので、この場はその決議にのっとった上で、当局そして山下議員から説明を受けたいということで開催されたものだとの認識で、私はここで今から質問をさせていただきますので、御了承いただきたいと思います。

それでは質問に入らせていただきます。10点ほどございます。

1点目は、本件についてこれまでも当局には公式の場で説明していただいておりますけれども、時間が経過していることもありますので、再度確認させていただきます。山下議員の橋の下の不法占拠の告発から裁判に至るまでの当局の山下議員への対応と山下議員及び弁護士の当局への対応と交渉経緯について、具体的に御説明をお願いいたします。

○道路建設課長

令和4年8月29日、議会事務局を通じまして、黒瀬橋下の市有地を不法に占用し、私物を置いているとの匿名の通報を受けました。これを受け、同年9月20日、黒瀬橋下部に置かれた私物に関する立会いの中で、本件各土地の位置の確認を行ったところ、有料駐車場として使用されていることを確認し、同年9月30日、相手方に市有地の位置関係について説明いたしました。その後、同年11月29日に相手方弁護士から、本件各土地を払下げにより解決したい旨の通知があったことから、払下げに先立ち、不当利得の返還を相手方に求めたところ、市の考えを求められたため、同年12月15日に相手方に通知しました。その後、相手方から回答がなかったため、市は交渉の機会を求め、相手方に回答の催促を繰り返しましたが、これに対しても相手方からの返答はなく、令和5年7月27日付で相手方から最終的に支払わないとの回答がございました。その際、相手方は払下げの希望から変節し、本市が本件各土地を相手方の土地と認めてきたなどと主張し、支払いを拒否したことから、このままでは解決の糸口が見えないと判断し、その解決を司法の場に委ねるため、同年10月16日に議会の議決を経て提訴に至ったものでございます。その後、同年11月8日、現在の相手方弁護士から任意の交渉により解決したいとの通知があったことから、相手方に所有権があることが前提での解決や所有権の所在を曖昧にしたままでの解決は考えられないこと、また、御議決いただいた訴訟議案の内容以外での解決は行わない旨を同年11月10日に回答しています。

○長田吉信議員

次に行きます。

不当利得返還請求事件の裁判を起こした理由と裁判の目的及び裁判によって当局は何を得ようとしたのか説明をお願いします。

○道路建設課長

本事案は、本市の所有する市有地が不適切な形で利用され、利益を得ていた問題に対し、公有財産の適切な管理の観点から不当利得の返還を求め、提訴したものでございます。

○長田吉信議員

本訴において当局の主張した事柄と被告山下議員の主張した事柄について、双方の立証内容等も含めた説明をお願いします。

○道路建設課長

本訴の趣旨である不当利得につきましては、相手方が本市の財産で利益を得ている以上、本市に損失は生じているとの考えにより、駐車場収入を不当利得金として主張しました。これに対し相手方は、本件各土地は、本市が駐車場として貸し付け、収益を上げることは絶対に不可能な位置及び形状にあり、原告には損失がないと反論したものです。

○長田吉信議員

反訴において、山下議員の主張と当局の主張した事柄について、双方の立証内容等も含めた説明をお願いします。

○道路建設課長

反訴において、本市は本件各土地を平成3年度に前所有者から取得して以降、相手方の御尊父を含め、どなたにも払下げを実施していないため、払下げに係る契約書一式も存在しないと主張しました。これに対し相手方は、確約書などを通じて、本件各土地は相手方の御尊父が沼津市から売買により取得したが、市が登記を怠ったと主張しました。また、払下げが認められなかった場合の相手方が主張する時効取得についてですが、本市は相手方御尊父に所有の意思がなく、時効の要件が成立しない他主占有に該当すると主張したのに対し、相手方は払下げが認められなくとも10年もしくは20年の経過をもって時効取得したと主張しました。このほか、相手方は文書管理に係る損害賠償及び不当提訴に係る損害賠償の支払いを求めました。

○長田吉信議員

3点目にお聞きした本訴に関する和解の内容について説明をお願いします。

○道路建設課長

合意された和解条項第2項では、相手方が不当利得返還請求事件の解決金を支払う内容となっています。

○長田吉信議員

4点目にお聞きした反訴に関する和解の内容について説明をお願いします。

○道路建設課長

合意された和解条項第1項では、相手方は本市が所有権を有することを確認すること。また、同条項第10項では、相手方の反訴請求を全て放棄する内容となっています。

○長田吉信議員

和解条項の1、所有権を有することを確認するとはどのような意味を持つのか説明をお願いします。

○道路建設課長

本件各土地の所有権が本市にあることが確認された内容です。

○長田吉信議員

和解条項の2と4に記載のある解決金71万円と土地代金182万円について、訴訟の当事者である山下議員と裁判の弁護団から2026年3月13日に発出された、土地裁判の和解成立に当たっての声明の解決金としての評価や金額の評価について、当局のお考えを御説明ください。

○道路建設課長

まず、相手方の声明につきましては、当局は答える立場にありませんので発言を控えさせていただきます。

解決金 71 万円につきましては、名称こそ解決金ではありますが、不当利得返還請求事件の事件名が付された解決金であり、参考ではありますが、裁判所から示された解決金の内訳が不当利得元金と遅延損害金で構成されていることから、その性質は不当利得金であると弁護士から伺っております。また、土地代金 182 万円につきましては、裁判所の仲介の下、本件各土地を現在の土地鑑定評価額をもって相手方に払い下げることで、土地問題の根本的な解決を図るものでございます。

○長田吉信議員

同じく、声明の 4 にある所有権、時効取得についての裁判において、どのように当局は主張、反論し、裁判所の判断は和解条項の文面からどのように判断できるのか御説明をお願いします。

○道路建設課長

口頭弁論での主張や証拠の提出により、市の主張が認められ、相手方の主張が認められていない内容であると認識しております。

○長田吉信議員

最後になりますけれども、裁判によって当局の得たものは何で、山下議員の得たものは何だったと思われませんか。

○道路建設課長

本市といたしましては、本件各土地の所有権が市にあると確認されたことで、市民の大切な公有財産が守られ、当事者間での解決が困難な事案について、その解決を司法の場に委ねた結果、市の主張が認められた内容の和解により、適切な財産管理が図られたものと認識しております。

一方、相手方のことにつきましては発言を控えさせていただきます。

○高橋達也議員

今長田議員が聞いてくれましたけれども、全く真面目な聞き方をしていただいて。大体的内容は知っていることですが、なんといいですか、この問題の本質というのは何なのかといつも考えるんです。やはり当局ではなく、相手の方の言うことがどんどん変わっていったのは大きな問題かなと思っています。そこに行き着くまでのこともあるので、まずは当局の問題というのもあると思うんですよね。責任といいですか、市有地をきちんと管理できていなかったという指摘もありますので、まずはそこのところをお聞きしたいと思います。この市有地だという土地に関して正式に把握していたのかどうか。そして長年にわたり見過ごされていたと評価されていると思うんですが、その理由は何でしょうか。

○道路建設課長

本市は平成 3 年に本件各土地を取得して以来、市の行政財産である公衆用道路として台帳などで所管してまいりました。通常、市の所有地はデータベース化され、地番ごとに所管するものですが、本件各土地につきましては、これまでに管理を必要とする機会がなかったこと、外から状況が確認しづらいこと、市の土地が有料駐車場として使用されるはずがないという先入観などから、正確な位置を把握できなかったことがその要因と考えております。

○高橋達也議員

市有地について、その持ち主である市が管理できていなかったという言い方をされているのは確かに何度も聞いてるんですけども、あの土地は民地に挟まれているので、普通そこに立ち入って、一々検分しないですよ。できないですよ。そしてなおかつそこが有料駐車場として貸し出されているというのは、まさかですよ。そんなこと普通は考えなくて、車や人が通行するのに使っているぐらいの土地なんだろうなと普通は思うと思うんです。そこについて市の言い分は分かりますけれども、やはりこういう問題が起こってしまった以上、今後何か対策を練らなければいけないのかなという気がしています。有料駐車場としてなどまさか使われていないはずの市有地が、有料駐車場として継続利用されていた実態というのは、いつから把握できたんですか。

○道路建設課長

令和4年9月20日に実施した黒瀬橋下部に置かれた私物に関する立会いの中で確認したものです。

○高橋達也議員

そういうことで、薪やカヌーが橋の下の市有地に置かれていた、市の土地が倉庫のような形で使われていたことを調査しに行き、そこで公図と確認していたところ、そこに市の土地がある、そして車を停めているのを見つけてしまった。これが事の流れなんです。もし調査しに行かなかったら、恐らく未来永劫、ずっと市の土地を使って駐車場経営をしていたのかなと考えると、少しそこも怖いところがあるんですけども、駐車場利用ということで営利性が伴っていたことに問題認識はあったんでしょうか。駐車場で利益を上げていたことに対する問題認識はいかがですか。

○道路建設課長

問題として認識したからこそ、これまでの対応に至ったものでございます。

○高橋達也議員

そうですね。市の土地を使って有料駐車場として利益を得て30年ぐらいでしょうか。金額は掛け算をすれば出てきますので、数百万円という非常に大きな金額が相手方の懐に入っていたという現実は見逃せないと思うんですね。今回の裁判ではそこまで突っ込んでいませんけれども、和解になってしまっているからこそ、市民感情としてはそこが本当に許せないところだろうなと感じています。今回は議員ということで、ある意味有名な方ですけども、例えば一般市民が市有地を長期間営利利用していた場合、市は通常どのような対応を取るんですか。

○道路建設課長

事実確認を行った上で、本件同様、市有地で得た利得の返還を求めることとなります。

○高橋達也議員

そうですね。利得の返還を求めるということでいいんですよ。つまり今回の件を特別扱いするわけではないですよ。これは答えられないかもしれないんですけども、そうやって得た利益に関する責任というのは生じるものだと私は思うんですけども、それについて当局は答えられますか。説明責任や倫理的責任といったところです。

○道路建設課長

本市がお答えする内容ではございません。

○高橋達也議員

そうですね。だからこそ議会がこうして動いてるんですけれども、これは倫理性の問題なので。裁判で終わったところ、つまり司法の範囲のところに触れる気は全然ないんですが、選挙で選ばれた人間、私たち議員はみんなそうですけれども、市民の代表として、選良といわれる立場で活動している人が、そのようなことをやったということの事実の確認だと思うんですね。

次に行きます。

今回の和解の結果、市の主張が認められて、相手方の主張は認められなかったと受け止めてよろしいですね。確認させてください。

○道路建設課長

議員おっしゃるとおりです。

○高橋達也議員

相手方の主張は認められていないということで、これは和解の文章を見ても明らかですが、そうとは取らない考え方があるようですから、こういうことになっているんですけれどもね。

次に、当局として今回起こってしまったことに対する信頼回復について、今後どのように取り組んでいくのでしょうか。このことについては以前聞いたこともあるような気がするんですが、再度確認をさせてください。

○道路建設課長

同様の事案を繰り返さぬよう、管理意識の向上を図り、公有財産の適切な管理に努めてまいります。

○高橋達也議員

同様の事案というのも、まさかの部分があって想像できないところ、想定外のものがあるので、今回も特にそうだと思うんですけれども、事が起こったときにはしっかりと毅然とした対応をするようにお願いしたいと思います。

最後になりますけれども、まず今の当局の答弁に対する私の考えもお伝えしたいんですが、行政側にも一つ責任はあるのかなと感じています。市の土地であるならば、長年にわたって曖昧な状態で放置されていたことに対する管理責任は極めて重いのかなという気はしています。そこに市の土地があるけれども、なかなか見に行けない。しかし、自分たちの土地ですから、その管理はやはりしなければいけなかったのかなと思いますので、今後の対応をぜひお願いします。

あと、今日は残念ながら御本人といいですか、相手方が出席されていないんですが、この件については、4年前、2022年9月20日に議長室で御本人と旦那さんをお呼びして、まずは事情の説明を聞いたことがあるんですね。時の議長と副議長、議運の委員長。議運の委員長は私ですけれども、その3名で御本人たちをお呼びして、特にカヌーと薪のことにしてお話を伺いました。そのときに、付随するような形で本件各土地の話が出たんですけれども、そのときは明らかにそこに市の土地があるという表現をしていました。これは私、鮮明に覚えています。相手方所有の土地と市の土地が入り組んでいることについては、自分たちの所有する土地が狩野川側にあって、その隣に市の土地があって、さらにその隣に自分たちの土地があるということで、そのことについてどうしようかというような話が実際にそのときの会話でされていたんですね。そのときに、橋をつくるに当たって協力したんだから、私たちはもうそれ以上のことをしなくても使えて当たり前だというような

話があったんです。これは私以外の人も聞いていますから確認が取れると思います。何が言いたいかというと、そのときは市の土地とはっきりと言っていました。2人、御夫婦でね。それが後になって、議員全体会議で私たちも議員として対応しましたけれども、そのあとたしか弁護士さんからその土地を払い下げてほしいという通知が11月頃に来たと思うんです。たしか来ましたよね。来たと聞いています。しかし、その辺りからはもう裁判沙汰になるかなと思って私たちは手を出さなかったんです。議員として手を出さなかったんですけれども、市の土地があるということを知っていて、払下げのお願いのようなものが来たと思います。そのあと、ますます事態が硬直化していき、だんだん厳しい言い方になっていきました。その土地は私の土地ですみたいな話にどんどんなっていきましたよね。あるいは、市の登記漏れだという言い方もしていました。その次に、テレビにもたくさん出ていましたけれども、確たる証拠が出てきて、売買はできていますというような話もありました。本来ならば、こういった言葉、説明の変遷をした御本人がここに出てきて説明をするのが筋だと思うんです。政治家ですから。自分の言葉で説明してしかるべきだと思うんですよ。それが今回聞けなくて本当に残念なんです、当局のほうには確認させていただきたいと思います。

まず、今お話ししたとおり言葉の変遷がいろいろあったことについて、これは大変だったと思います。そしてあともう一つは、絶対的に固定資産税を払っていない土地から利益を得ていたことはよくないことです。ただし、時効云々があるらしいので仕方がないんだけど、これは議員としてどうなのかというのは、私たちばかりではなく、市民の皆さんが思っていますよね。ある市民の方からは、本人はやめないのかと言われました。やめないですよと言いましたけれども、市民の方々もそのように思っています。それぐらいの疑いがかけられていることに対して、本人が説明責任を果たすための場に出てこないというのはどうなのかなと思うんです。

最後に、これ以上当局に向かって言っても仕方がないものですからお聞きするんですが、この言葉の変遷。最初は市の土地だと言っていたのが、だんだん話が変わってきて、私の土地ですとなって、しまいには市の登記漏れだとか、確たる証拠が出てきて売買が成立していたんだみたいな話をされてきて、本当に大変だったと思うんです。そのときの心情をこの場でというのもなんですが、私が言っていることは正しいですよということ、また大変でしたよねということ、この2つについてお聞きしたいと思います。いかがでしょうか。

○道路建設課長

議員御指摘のとおり、やはり本来こういった事案は話合いで解決するというのが当然我々の取るべきスタンスなんです、やはり主張が変節していることに加え、やはり土地の所有権をどうしても主張されてしまうと、当事者間での解決はなかなか難しいという中で、今回の件につきまして、裁判所、司法に解決を委ねるという対応にした判断については、市として必要な対応だったと考えます。この3年近くの間だったんですけれど、非常に大変な思いで行っております。

○高橋達也議員

本人がいませんからこれ以上はやりませんけれども、やはりこの事件を受けて、私たち議会、議員それぞれですけれども、このまま終わりでいいのかなと私個人としてはすごく思います。御本人がこの場に出てきて説明してくれたり、本来ならば謝罪の一つもあるのかなと思うんですけれども、そういったものが一切ないです。ふだんは当局を厳しく追及する方ですよ。市長に対しても説明

するときに説明責任と言う方ですから。それがここでできないというのは本当に私はじくじたる思いでいます。

○大草満議員

本件和解をめぐっては、和解議案審議における市の説明と3月13日に行われた山下議員側の報告集会での説明との間に、和解の理解や評価、個別論点の整理について、複数の点で説明のされ方に違いが見られます。市の整理及び山下議員側が示している理解の内容などを確認し、市民に対する説明責任を履行するという観点で順に確認を行います。

大きく7点について確認していきます。

1点目。土地の所有権、登記に関する主張の放棄について。

本件訴訟において山下議員側は、本件土地について売買または時効取得を原因とする所有権移転登記請求を反訴として行っていたものと理解しています。和解条項においては、本件土地の所有権は市にあることが確認され、あわせて、山下議員側は所有権移転登記請求を含む反訴請求を放棄する内容となっています。一方で、和解後の3月13日の報告集会では、市が登記を怠ってきたとの説明が改めて示されています。また同会では、売買契約書や通帳等については見つけることができず、証拠としては万全ではなかったといった発言も見られました。以上を踏まえ、順に確認いたします。

まず、本件訴訟における主張内容について確認します。

所有権移転登記手続反訴請求に関し、訴訟対応及び和解議案の審議を通じて、市はどのような事実関係や資料を根拠に説明してきたのか。また、山下議員側はどのような事情や文書を根拠に主張してきたと整理しているのか説明してください。あわせて、過去には山下議員側から、土地売買に関する文書をたんすから発見したとの説明もなされていましたが、当該文書は本件土地についての売買契約の成立や所有権を裏づけるものとして提出、主張されたものなのか。また、その扱いについて市としてどのように整理しているのか説明をお願いします。さらに、本件土地の前所有者から取得した際の売買契約書や道路用地取得に関する売買契約書などは存在している一方で、本件土地については払下げ自体が行われていないため、契約書は存在しないとの説明もなされているものと認識していますが、その点について市としてどのように整理しているのか説明をお願いします。

○道路建設課長

反訴に関する双方の主張についてですが、本市は本件各土地の払下げを実施していないため、契約書一式も存在しないと主張したのに対し、相手方は、相手方御尊父が売買により取得したが、市が登記を怠ったと主張しました。

次に、御指摘の文書である確約書は、本件各土地を払下げする場合の土地単価を2年間固定すること、本件各土地の通り抜けを意味する裏の乗り入れ等の8項目を、本市が相手方御尊父と約束した書面であり、相手方が主張する払下げや所有権を裏づける証拠にはなり得ないと認識しております。

次に、本件各土地につきましては、繰り返しになりますが、どなたにも払下げを実施していないため、紛れもない本市の土地として所管していたものです。

○大草満議員

今の答弁を踏まえ、裁判所が作成した和解条項では、反訴請求がどのように整理、反映されたと理解しているのか説明をお願いします。

○道路建設課長

和解条項第 10 項では、相手方の反訴請求を全て放棄する内容となっております。

○大草満議員

本件土地について売買契約があったとするのであれば、通常は当事者双方において契約書等が作成、保管されているものと考えられます。山下議員側からは、本件土地に関する売買契約書等の提示はなされていないものと理解してよいのでしょうか。また、市としても本件土地に関する契約書は存在しないと整理しているものと理解してよいのでしょうか。その上で、本件については売買契約の成立を裏づける資料は確認されておらず、反訴請求は認められず、放棄されたものと整理してよいのでしょうか。市の見解をお願いいたします。

○道路建設課長

相手方からは証拠書類として本件各土地の契約書の提出はなく、本市としても払下げの事実がないことから、契約書は存在いたしません。反訴請求につきましては、和解条項第 10 項に基づき、相手方が放棄することで合意したものでございます。

○大草満議員

ただいまの答弁を踏まえますと、本件については売買契約の成立が認められていない以上、市が登記を怠っていたということにはならないと整理してよいのか確認します。

○道路建設課長

相手方の主張する払下げを実施していないため、払下げに基づく登記ができるはずがございません。

○大草満議員

2 点目。時効取得の主張と和解での整理について。

本件訴訟では、時効取得の成否が重要な争点の一つとされ、山下議員側は長期間の占有を理由として、時効取得が成立しているとの主張を行っていました。和解条項においては、本件土地の所有権は市にあることが確認、売買または時効取得を原因とする所有権移転登記請求については、山下議員側が放棄という形で整理されています。一方で、3 月 13 日の報告集会では、裁判所の判断は誤りであり、控訴すれば時効取得が認められる可能性があったとの説明がなされています。以上を踏まえ、順に確認いたします。

まず、本件訴訟における主張内容について確認します。

時効取得に関し、訴訟対応及び和解議案の審議を通じて、市はどのような事実関係や法的整理を根拠に説明してきたのでしょうか。また、山下議員側はどのような占有状況や考え方を根拠に主張してきたと整理しているのか説明をお願いします。

○道路建設課長

本市は時効の要件が成立しない他主占有に該当すると主張したのに対し、相手方は 10 年もしくは 20 年の経過をもって時効取得したと主張しました。

○大草満議員

それらを踏まえ、裁判所が作成した和解条項において、時効取得の主張はどのように整理されたのか説明をお願いします。また、その結果として時効取得は否定されたものと理解してよいのか市の見解をお願いいたします。

○道路建設課長

和解条項のとおり、本市が所有権を有すること、また相手方の時効取得も含む反訴請求は全て放棄された内容となっております。

○大草満議員

3点目。協議経過と提訴判断について。

市はこれまで、本件については協議による解決が成立せず、市有財産の適正な管理を図るため提訴が必要であったとしてきました。一方で、3月13日の報告集会においては、本来は話合いで解決できたはずであり、市が話合いに応じなかったために訴訟に発展したとの趣旨の説明もなされていました。以上を踏まえ、順に確認いたします。

まず、本件における協議の経過を踏まえ、話合いによる解決が困難であったと判断するに至った具体的な経過や状況について、市としてどのように整理しているのか説明をお願いします。

○道路建設課長

相手方から払下げによる解決の意思が示されたため、本市が払下げに先立ち、不当利得の返還を求めたところ、応答がなく、相手方から支払いを拒否する回答がなされたこと、また、払下げの希望から変節し、本件各土地の所有権を主張したことから、解決に向けた協議が進まない状況となったものです。

○大草満議員

以上の経過を踏まえ、本件については話合いによる解決は困難であったため提訴に至ったものと整理してよいのでしょうか。市の見解をお願いいたします。

○道路建設課長

本件につきましては、当事者間での話合いによる解決は困難であると判断し、その解決を司法の場に委ねるため、議会の議決を経て提訴したものでございます。

○大草満議員

今の答弁を踏まえますと、市が話合いに応じなかったから訴訟に発展したのではなく、山下議員側との話合いが成立しなかったために訴訟に発展したものと理解してよいのか確認します。

○道路建設課長

議員御指摘のとおりでございます。

○大草満議員

4点目。守秘義務と議会審議との関係について。

本件和解をめぐる守秘義務について、市は守秘義務の内容、その期間、対象となる事項などについて一定の考えの下、対応してきたものと認識しています。また、本件においては令和8年2月6日付で事務連絡と題した文書が裁判所から市に示されていることを承知しています。一方で、3月13日の報告集会では、和解成立前にもかかわらず、議会審議や市の説明が行われたことにより、反論できない立場に置かれたとの説明がなされています。以上を踏まえ、順に確認いたします。

まず、本件における守秘義務の内容について確認します。

守秘義務の内容、その期間、対象となる事項について、市としてどのように理解していたのか説明をお願いします。

○道路建設課長

本和解条項に守秘義務に係る条項は明記されておきませんので、法的な守秘義務は発生していません。このことから、裁判所からの連絡は守秘義務ではなく、あくまでも情報管理のお願いであると弁護士から伺っております。

○大草満議員

次に、その理解を前提とした対応について確認します。

裁判所からの連絡文書について、開示請求により入手しておりますので、全文を読み上げます。

令和8年2月6日、静岡地裁沼津支部民事部合議係、事務連絡。

期日間の経過に鑑み、以下の点につき、確認させていただきます。

1、頭書事件の前回の和解期日（令和7年12月11日）において、裁判所が双方に要請した情報管理の趣旨は、次のとおりです。

(1)本件の和解に関する情報管理は、和解成立日までお願いしたい。

(2)ただし、原告が、市議会の議決を得るのに必要な範囲で、本件訴訟の内容や和解に関する情報を市議会に提供したり、議会において答弁等をしたりすることについては、被告にもご了解いただきたい。

2、なお、①被告が、市議会の議決を得るのに必要な範囲で、本件訴訟の内容や和解に関する情報を議会で答弁等を行うこと、②原告が、議会や委員会で公開された情報の範囲で報道機関からの照会等に応じることについては、前項(2)の趣旨に沿う限り、差し支えないものと考えますが、原告、被告ともに、和解成立までの間に、報道機関等の第三者に対し、市議会の議決を得るために必要な範囲を超えて、和解案の内容及びその評価に関わる情報を提供することは控えていただきたいと思います。

以上、念のため付言します。

今読み上げた内容からすると、市、山下議員側のいずれにおいても、議決に必要な範囲での情報の取扱いや説明等は認められていたものと受け止められます。そうすると、山下議員側が説明された、和解成立前に議会審議や市の説明が行われ、反論できない立場に置かれたとの整理にはならないのではないかと考えますが市の見解を伺います。

○道路建設課長

相手方の説明につきましては、本市がお答えする内容ではございませんので、発言は控えさせていただきます。本市としましては、裁判所からのお願いである情報管理を遵守し、これまでの対応を実施しております。

○大草満議員

5点目。解決金の位置づけ。

本件和解において、和解条項第2号では解決金71万円が定められています。また、3月13日の声明においては、当該解決金について、不当利得の成立そのものは認められていないとの整理や駐

車場収入を前提としない地代相当額に基づくものであるとの趣旨の説明もなされていました。以上を踏まえ、確認いたします。

まず、本件において、この解決金については不当利得の法理に基づくものとして整理しているのか市の見解を説明してください。

○道路建設課長

本件における解決金につきましては、不当利得返還請求事件の事件名が付された解決金であり、参考ではありますが裁判所から示された解決金の内訳が、不当利得元金と遅延損害金で構成されていることから、その性質は不当利得金であると弁護士から伺っております。

○大草満議員

その算定に当たり、駐車場収入相当額ではなく、地代相当額が基準とされたことについて、市としてどのような法的整理をしているのか説明をお願いします。

○道路建設課長

裁判所からは、本市が相手方の土地に囲まれた本件各土地を駐車場として経営し、相手方が得ていた駐車料金を得ることはできないため、市の損失は土地の使用料相当額が妥当であると伺っております。

○大草満議員

これらを踏まえ、和解条項第 2 号における解決金がどのような意味合いとして整理・反映されたと理解しているのか説明をお願いします。

○道路建設課長

和解のため、名称こそ紛争の解決を目的とした解決金ではありますが、その性質は不当利得金であると弁護士から伺っております。

○大草満議員

6 点目。黒瀬橋橋脚の越境について。

黒瀬橋橋脚の越境の有無について、市は本件土地とは別の対象であり、本件和解の中では扱うべき事項ではないとして、和解条項第 11 項において例外的に今後の協議事項として整理したと説明してきました。また、訴訟外ではあるが山下議員に越境していないと考えられる資料を提供していたとのことでした。一方で、3 月 13 日の報告集会では、黒瀬橋橋脚の越境について、裁判の場で認否されたものではなく、また訴訟外においても説明や資料提示を受けていないとの説明がなされています。以上を踏まえ、順に確認いたします。

まず、越境の有無に関する市の認識について確認します。

黒瀬橋橋脚の越境の有無について、どのような事実関係や資料を根拠に整理しているのか説明をお願いいたします。

○道路建設課長

相手方が越境していると主張する橋脚基礎につきましては、橋脚の位置が橋脚基礎の中心ではなく、隣地境界など敷地制限のある場合に採用される端に寄せた構造とすることで、越境することがないよう配慮された構造であることを平成 2 年に作成した設計図面において確認したため、越境の事実はないと考えております。

○大草満議員

今の答弁では、越境の有無については設計図面により確認しているとのことでしたが、山下議員側は、訴訟外においても説明や資料提示を受けていないといった説明をされていました。こうした点を踏まえ、当該の設計図面について、山下議員側に対して実際に提供を行っていたのかどうか、また提供していたとすれば、どの時点でどのような方法により行ったのか、その事実関係及び経過について市としてどのように整理しているのか説明をお願いいたします。

○道路建設課長

本市は越境していないと考えられる資料を相手方の当該資料の交付請求に応じ、令和7年7月と令和8年2月に既に提供しております。今後も相手方からの問合せがあれば重ねて対応してまいります。

○大草満議員

裁判所が作成した和解条項第11項では、この問題がどのように整理・反映されたと理解しているのか説明をお願いいたします。

○道路建設課長

この件は、相手方の主張が本件各土地以外に及ぶため、本件和解の中では扱うべき事項ではないと整理されています。

○大草満議員

7点目。市民の財産権の観点から見た本件和解の整理について。

3月13日の報告集会では、本件和解について、和解条項に不当利得返還や時効取得といった文言が用いられていないことを理由に、市民の財産権を侵害する悪い先例にはならず、市民の権利を守る普遍的意味を持つものであるといった評価が示されています。以上を踏まえ、確認いたします。

これが最後の質問になります。

市は、訴訟対応及び和解議案の審議を通じて、市民の財産権の観点から本件和解をどのような事実や整理に基づいて説明してきたのかを説明してください。その上で、本件訴訟及び和解については、市有地の所有権が確認され、不当利得相当額の支払いがなされたことなどから、市民の財産権の侵害を防ぎ、結果としてその権利の保護が図られたものと評価してよいのか市の見解を説明してください。

○道路建設課長

本訴訟は、本市の所有する市有地が不適切な形で利用され、利益を得ていた問題に対し、話し合いでの解決が困難であったため、公有財産の適切な管理の観点より、不当利得の返還を求め提訴したものでございます。訴訟を進めた結果、裁判所から示された和解条項が、所有権が市にあること、相手方は不当利得の返還請求事件の解決金を支払うことなど、本市の主張が正当に評価されるものとなったことで、市民の大切な公有財産が守られ、適切な財産管理が図られたものと認識しております。

○川口慶議員

何点かよろしくお願いします。

今回の裁判で不当利得について争ったわけですがけれども、相手方の反訴もありましたので、土地

の所有権ということも大変な問題になりました。市の土地というのは、市民の財産であります。土地の管理はやはりしっかりと行っていただかなければならないと思います。誰であっても、市民の財産や権利を不当にゆがめることは許されないと思います。それを踏まえると、和解条項第9項なんです、沼津市は、用地買収を伴う公共工事の実施にあたり、誠実に職務を遂行するよう努めるという条項が入っています。これはすごく重要な点だと私は考えます。そこで、この第9項の位置づけについて伺っていきたいと思います。

この第9項は沼津市に対して、誠実に職務を遂行するように求めています、それに対する当局の認識を伺います。

○道路建設課長

本市としましては、誠実な職務の遂行は今までも当然のこととして実施しており、本件各土地の用地買収においても誠実に職務を遂行しているため、当然のこととして応じたものでございます。

○川口慶議員

今の答弁で、職務は誠実に遂行しているとのとこでしたけれども、この第9項が入ったということは、当局の土地の管理や職務遂行に一定の瑕疵があったと捉えられると思います。第9項については、本件における当局の対応について反省や不作為を前提とする趣旨の条項として入れられたのではなく、誠実な職務遂行を確認するための条項として入れられたという認識をされているということでしょうか。

○道路建設課長

議員のおっしゃるとおりでございます。

○川口慶議員

今御答弁いただきましたが、職務の遂行に問題はなかったと言われておりますが、一方で、今回実際に裁判にもなったわけです。和解となりましたが、同様の問題が今後起きないように土地の把握や管理体制を改めるなり、強化していく必要があるように感じます。

そこで伺うんですけれども、管理体制や再発防止策について、今後どのように取り組んでいくのかお答えください。

○建設部長

本件が発覚して以降は、所管地の継続的な把握や管理が重要であるため、通常の職員による現地確認に加え、バリケードなどの物理的な防止措置や航空写真と公図との突き合わせを実施するなどの再発防止策に取り組んでいるところであります。市としましては、このような事案が二度と生じぬよう、管理意識の向上と適正管理に努め、市民の大切な公有財産を守ってまいります。

○川口慶議員

今後の対応についてお答えいただきましたが、あくまで一般的、普遍的な対応というところでお答えいただいたと思うんです。今回の事案で、相手方との間に発生した問題というのは、相手方の土地の中に市の土地があるというような非常に特殊なケースであったように思うんですが、訴訟にまで発展してしまった背景には、市側もしっかりと土地の管理情報の共有や引継ぎといったことができていなかったことが要因の一つとして挙げられるのではないかと思います。こうした特殊な事情のある用地の管理について、市としての再発防止策を再度伺って私の質問を終わります。

○建設部長

重ねてになりますが、本件土地について相手方による無断使用の状況を長期間見過ごしていた点については、反省すべき点であると認識しています。先ほどお答えした対応の中で、保有する各土地の個別の状況についてもしっかりと把握し、引継ぎを含めまして、適正管理に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長

ほかに御意見等ございますか。

(「なし」と言う者あり)

それでは、本日の会議はこの程度にとどめたいと思います。

最後に、議長から申し上げます。

本件に伴い、本日の会議にての議論を含め、議会として対応する必要が生じた場合、その所作は正副議長に御一任いただきたく存じます。

○議長

以上をもちまして、本日の議員全体会議を閉じることいたします。

御苦労さまでした。

午前11時02分 閉会

令和8年5月20日

議 長 梶 泰 久